

(資料 1 - 1)

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 4 期）の改正について －別紙「政策体系」の変更－

○ 施策目標Ⅲ 施策目標 3 - 1

－変更前－

3 - 1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと



－変更後－

3 - 1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと

－変更理由－

- 令和 3 年 6 月 9 日に、議員立法により、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）が成立し、令和 4 年 1 月 19 日に完全施行されたところ。
- 同法に基づく特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給（以下「建設アスベスト給付金制度」という。）は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決（令和 3 年 5 月）等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図ることを目的としている。
- これを踏まえ、現行の政策体系のうち、「被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図る」ことを目的とする、施策目標Ⅲ-3-1 に、建設アスベスト給付金制度について追記することとした。
- 具体的には、上記のとおり、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給」を付け加えることとした。